

2024年10月20日発行

モータースポーツを楽しむ為の保険で、とてもお勧めです。

- 1・安い費用で加入でき、1回の加入で同一年度内有効です。 年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日迄です。
- 2・モータースポーツライセンスの有無は問わず、ALC会員ならどなたでも加入できます。 A2区分は家族も加入できます。
この保険は団体でのみ加入でき、個人が公益財団法人スポーツ安全保険協会へ直接申し込むことはできません。
- 3・オートライクラブ(ALC)のイベントは、走行会やセミナー等全て有効です。
- 4・ALCの代表として参加される四輪およびカートのJAF公認競技も全て有効です。
- 5・自宅から会場までの往復経路も、対象となります。
スポーツ安全保険加入証は、ALCが発行します。

スポーツ安全保険の内容

加入の費用合計はC区分（高校生～65歳未満）2,800円。B区分（65歳以上）2,150円。（掛金+事務諸費用）

- ① 応援等に行く家族はA2区分加入で1,000円。※スポーツ活動中は対象外になることに留意下さい。
- ② 中学生以下はA1区分加入で1,000円。

加入区分	対象範囲	スポーツ活動中の事故の補償	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額（免責金額なし）	突然死葬祭費用保険支払限度額
			死亡	後遺障害（最高）	入院（1日）	通院（1日）		
B区分 65歳以上	団体活動中とその往復中	スポーツ活動中も対象	600万円	900万円	1,800円	1,000円	身体賠償・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死葬祭費用 180万円
C区分 高校生以上～65歳未満			2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
A2区分		スポーツ活動中は対象外						
A1区分 中学生まで		スポーツ活動中も対象						

スポーツ安全保険 主要項目表

1.	クラブ団体の団体活動であれば、JAF公認競技会である、無い、を問わず、走行会、練習会、講習会、セミナー、見学会なども対象となる。
2.	JAF公認競技会は、ALCの代表として参加する場合、一人で参加の場合でも全国全て有効となる。
3.	上記に1、2に該当しないものでも、スポーツ安全保険加入者2名以上で、モータースポーツ関連の活動をされるときは、事前にALCに申し出て、ALCの代表者がクラブ活動の一環と承認すれば、保険の対象となる。この場合、 資料C にて2週間前までに申し出ること。 資料C は、ALCのホームページからダウンロードできる。
4.	自宅からの往復中も対象となる。
5.	個人的な観戦は団体管理下に該当しないため補償の対象とならない。 ただし次の場合は、補償の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該イベントに関与している者が観戦する場合 ・競技会等に参加する者の家族が観戦する場合(A2区分加入者) ・クラブで団体として観戦する場合
6.	アマチュアのみ加入可。プロは加入できない。(プロとは、その活動で生活している人)
7.	4月1日～翌年の3月31日までを年度とする。 加入手続き後当該年度有効。
8.	1・申込締切は毎年2月末日とする。そして同年4月1日から有効とする。 2・追加加入申込について。 4月1日以降にスポーツ安全保険の加入手続きを行った場合は、ALCがスポーツ安全保険の加入手続きを行った日の翌日午前0時から有効となる。(ALCに掛金を払込んだ日から有効とはならない。保険が有効になるまで約2週間必要。)
9.	日本国内のみ有効

1. スポーツ安全保険は(公財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行ったアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者として、東京海上日動火災保険㈱を幹事会社とする損害保険会社(8社)との間に、「傷害保険」及び「賠償責任保険」を一括契約した補償制度である。
これは、アマチュアのスポーツ活動、文化活動等を行う団体(クラブ)が加入できるものである。以下ここで言う保険とはこのスポーツ安全保険のことであり、構成員とはその保険の加入者をいう。
 2. 賠償責任保険も付いている(身体、財物)。但し、賠償責任保険は、車やバイクなど動力のあるものでの事故は除外される。
 3. 団体活動とは、集合してから解散を行うまでの間を指す。
 4. 同スポーツ安全協会は、昭和46年スタート。スキーや乗馬など、各種スポーツ団体が多く加入し、1000万人の保険となっている。
 5. 家族などが応援、観戦などで行く場合はA2区分で加入できる。
A2区分加入は、C区分加入者の家族に限定する。同居の親族か、2等親までとする。(高校生以上)
※競技に出場する選手や、ピットにて作業を実施するなど直接的に競技活動に関わるクルーなどがA2区分で加入を行った場合、その役務中の事故は保険の対象とならない。
 6. A1区分加入は、C区分加入者の家族に限定する。(中学生以下)
 7. この用紙に記してあるスポーツ安全保険のことは、抜粋概要である。正式なものはスポーツ安全保険の約款と、スポーツ安全保険のあらまし、そしてその中に記載する重要事項説明書が正式なものとなる。それらの内容を了承の上、申込みのこと。
 - ◆ スポーツ安全保険のあらまし、および重要事項説明書は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページに掲載されています。<http://www.sportsanzen.org>
 - ◆ インタネット上で上記ホームページに掲載されているスポーツ安全保険のあらまし(重要事項説明書含む)をご覧頂けない方は、ALC事務局にご連絡下さい。(資料送付料は100円)
 8. 同一年度内において、区分変更は基本的に出来ない。やむを得ず区分変更を希望するときは新規扱いとなる。
 9. 事故のときは、可及的速やかにALCへ連絡下さい。保険金請求権には時効(3年)もありますので、ご注意下さい。
- 区分別費用の内訳
- | | | |
|------|--------|------------------------|
| B区分 | 2,150円 | (掛金1,200円 + 事務諸費用950円) |
| C区分 | 2,800円 | (掛金1,850円 + 事務諸費用950円) |
| A2区分 | 1,000円 | (掛金800円 + 事務諸費用200円) |
| A1区分 | 1,000円 | (掛金800円 + 事務諸費用200円) |

申込方法

スポーツ安全保険の申込は、**資料B**の申込書を記入のうえ、費用を添えてALC事務局に送付のこと。

①オートライフクラブ(ALC)事務局

〒205-0022 東京都羽村市双葉町2-20-40

Tel & Fax 042-555-5598

申込書送付は、郵送、FAX、メール添付 いずれも可。

②費用振込先 三菱UFJ銀行 成瀬支店 普通口座0726961 口座名 オートライフクラブ

③現金書留にて、費用と申込書を同時送付することも可。

以上。